

## 1 協議趣旨

医療法第30条の23第2項において地域医療対策協議会において協議を行う事項とされている医学部地域枠定員について、令和2年11月25日付け文部科学省高等教育局長及び厚生労働省医政局長から「令和4年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）（以下、国通知という。）」が発出されたことを受け、東北大学における令和4年度の地域枠定員について協議を行うもの。

## 2 国通知抜粋

「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、「2022年度以降の医学部定員について、定期的に医師需給推計を行った上で、医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。」とされている。この点に関し、**新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当初令和4年度以降の医師養成数の方針を示す予定としていた令和2年4月までの間に、十分な議論を行うことができなかった**ことを踏まえ、令和2年8月31日の「医療従事者の需給に関する検討会 第35回 医師需給分科会」において、大学医学部・受験生へ配慮する観点から、令和4年度の臨時定員については、暫定的に令和2・3年度と同様の方法で設定することについて、構成員の合意が得られたところである。（中略）そのため、文部科学省及び厚生労働省は、以下の点について確認する。

記

- (1) **令和4年度の医学部定員に関しては、暫定的に令和2・3年度と同様の方法で設定する。**
- (2) 令和5年度以降の医学部定員に関し、令和3年3月末を目処に結論を得る。

<参考>

令和2・3年度の医学部定員については、平成31年度の入学定員を超えない範囲で、その必要性を慎重に精査しつつ、現状の医学部定員を概ね維持するとされていた。

## 3 県の方針（案）

国の方針並びに県内の医師不足の現状を考慮し、

**令和4年度の地域枠の入学定員については、現状の定員数（7名）を維持することとしたい。**

## 4 参考（令和4年度以降の医師養成数に関する国の考え方（第35回医師需給分科会資料抜粋）

### 令和4年度以降の医師養成数について

| 年度    |                 | H19   | H20   | H21   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   | R2    | R3 | R4 |
|-------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|----|
| 総入学定員 |                 | 7,625 | 7,793 | 8,486 | 8,846 | 8,923 | 8,991 | 9,041 | 9,069 | 9,134 | 9,262 | 9,420 | 9,419 | 9,420 | 9,330 |    |    |
| 臨時定員  | 令和2年度<br>933人   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |    |    |
| 恒久定員  | 令和2年度<br>8,397人 |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |    |    |

令和2・3年度は、**暫定的にトータルとして平成31年度程度の医学部定員(1,011人)を超えない範囲で、各都道府県や大学等とその必要性を踏まえ調整を行っている。**

令和4年度以降については、医師の働き方改革に関する検討会の結論等を踏まえ、マクロ医師需給推計を行った上で医師養成数の方針等について見直す予定としていた。



#### 令和4年度の医師養成数の方針

- 大学医学部・受験生へ配慮する観点から、令和4年度の臨時定員については、暫定的に令和2・3年度と同様の方法で設定してはどうか。令和5年度以降の臨時定員については、令和3年春までを目途に検討を行うこととしてはどうか。
- マクロ需給推計では将来的に医師は過剰になると推計されており、将来的には定員を減員させる方向性である。医師の地域定着割合を踏まえると※2、**より多くの地域枠を継続的に設定することが望ましいことから、恒久定員内に地域枠を設定することを令和4年度から推進してはどうか。**

※1 令和2年度の医学部定員のうち、約6人に1人にあたる1,679名が地域枠であり、臨時定員の中に840名、恒久定員の中に839名設定されている。（恒久定員のうち、94%が別枠入試としている。）

※2 過去の地域定着割合から推計すると、地域枠の枠数により地域に残る医師数が異なる。（定員120名の医学部の場合）

例1) 一般枠100名+地域枠20名 → (100x0.4)+(20x0.9) = 58名

例2) 一般枠50名+地域枠70名 → (50x0.4)+(70x0.9) = 83名

（地域定着割合は臨床研修修了者アンケート調査（平成29～31年）厚生労働省調べより）